初期医療利用組合の諸相（下）

青　木　郁　夫

目　次

はじめに
I　医療利用組合の発展過程
(1)　素描
(2)　機関紙誌名の変遷からみた発展過程
II　初期医療利用組合の概況
(1)　医療利用組合誕生の歴史的諸条件
(2)　初期医療利用組合の評価をめぐって
III　初期医療利用組合の諸相
(1)　嚆矢，原点としての青原組合（以上，第24巻第2号）
(2)　小作争議地での医療事業——船穂組合
(3)　養蚕・製糸家による医療事業——喬木組合富田館（以上，第24巻第4号）
(4)　土地会社と医療事業——神野新田組合
(5)　特別表彰組合の医療事業——発志院組合
おわりに　（以上本号）

III　初期医療利用組合の諸相（承前）

（4）　土地会社と医療事業——神野新田組合[162)]

神野新田の成立と特徴

a.　土地会社による新田開発

豊橋市の南西部にひろがる1,000㌶余りの美田，神野新田は，その昔，渥美郡牟呂，大崎，磯辺村の地先，豊川の寄州，干潟であった。この地は時には潮水につかり，時には西北方からの強風に砂塵をまくところであった。河口周辺域を干拓開墾し，新田となす事業は，はるか以前から行なわれ，江戸末期からでも富士見新田（1821年），明治新田（1880年）など次第に河口を西方へと追いやり，この勢いは当然にも，現在の神野新田の地に及ぶことになった。この地を最初に干拓開墾し，新田となし，鍬を入れたのは毛利祥久であった。1887（明治20）年新田開発の允許を得て着手された事業は，90年には澪留に成功し，開墾がはじまり，その三年後には新田への移住者130余戸，植付け面積574町歩に達したが，この間の震災や暴風雨など大自然の度重なる猛威のまえについえさった。この時は開墾にいたるまで愛知県の保護，監督のもとになされたものでもあった[163)]。この難事業を買収し，継承したのが神野金之助であった。彼をして成功に導いたのは，金之助の事業にのぞむ堅固な意志と科学的な裏付けをもつ進取の気風，企業家精神であった。この彼を技術的にささえたのは土木請負人服部長七その人と彼の発明にかかる「人造石」であった[164)]。これによって，「神野新田農地解放の歌」にあるように，「白波よする海原を／稲穂の波とかえらせ」，「白砂吹雪の新田を／今のよき田と変えらせ」[165)]る新田経営が開始された。

b.　小作農業経営の発展段階

神野新田の経営はその経営主体から，第1期神野金之助直営時代（1893-1905），第2期神富殖産株式会社時代（1905-1932），第3期神野新田土地株式会社時代（1932-1946），第4期自作農創設時代（1946-）のように時期区分することができる。神野新田の農業構造を分析した三好四郎は，農業経営の発展段階を開田面積，総生産量，反当収量などの経営的指標，農業技術的指標，小作争議などの社会的指標から，第1期開墾準備期（1887-1897），第2期開墾期（1898-1911），第3期農民経営形成期（1912-1925），第4期農民経営発展期（1926-1941），第5期戦時期（1942-1945），第6期戦後期に区分している。したがって，医療事業が開始（1923年）さ

無断転載禁止。

れたのは，神富殖産株式会社時代で，農民経営が確立し，発展していく時期にあたる[166]。

神野新田において農民＝小作経営が確立するためには，土壌など土地生産力基盤の整備，農業技術体系の高度化，さらには地主一小作関係（その間での分配）を含む小作権の確立などの諸条件が必要であった。河口部海岸干拓のため砂質土壌でしかも塩の除去が必要なこともあり，多くの農業用水（牟呂用水）と地味を肥やすための大量の施肥を要した。雑草がはえ，除草作業を必要とする土壌になるまでに15-6年を経過したともいわれ[167]，こうした土壌の変化は，地主の各種の農事奨励にも促されながら農業技術がしだいに高度化したこととともあいまって，徐々に小作経営の確立を促す客観的条件ともなった（第20表）。土地会社による農事奨励

第20表　会社経営時代の農業生産

年　次	開田面積（町　歩）	収穫量（俵）	反当収量（升）	米　価（一俵，円）	掟米状況			備　考
					地主(%)	肥料代(%)	小作米(%)	
1905	560	18,500	132					
1906	560							
1907	560							
1908	560	18,200	130					
1909	570	22,000	154					豊　作
1910	580	17,800	123		52.1	20.8	27.1	洪　水
1911	580	23,200	160					豊　作
1912	580	17,000	117		48.0	20.0	32.0	凶　作
1913	580	23,000	160		48.2	16.5	35.3	
1914	580	24,000	165	4.8	46.0	28.0	26.0	
十年平均	570	20,480	143		48.5	21.3	30.2	
1915	600	23,500	156		43.0	25.0	32.0	
1916	600	27,000	180	6.0	39.0	18.0	43.0	豊　作
1917	600	18,000	120		46.0	16.0	38.0	凶　作
1918	620	19,000	122	15.0	49.0	16.1	34.9	
1919	620	22,000	142	22.0	45.1	12.1	42.8	
1920	620	27,000	174	11.0	39.0	31.0	30.0	豊　作
1921	620	20,000	129	14.5	44.6	14.2	41.2	凶　作
1922	620	26,500	171	11.0	40.6	16.0	43.4	
1923	620	24,000	155	14.0	37.3	14.7	48.0	
1924	620	23,800	154	16.0	43.3	15.3	41.4	
十年平均	620	23,250	151		42.7	17.8	39.5	
1925	620	22,000	142	15.0	37.0	13.7	49.3	凶　作
1926	620	15,000	97		24.5	26.5	49.0	大凶作
1927	620	28,000	180	12.0	36.5	15.5	48.0	
1928	620	22,000	142		35.0	25.2	39.8	
1929	620	26,000	169	10.0	40.0	20.0	40.0	
1930	620	30,000	193	7.0	33.6	24.0	42.2	豊　作
1931	620	20,500	132	7.0	35.0	24.2	40.8	凶　作
1932	620	27,600	180	8.0	39.3	20.7	40.0	豊　作
八年平均	620	23,888	154		34.2	21.4	44.4	

（出所）『神野新田』156～157ページ。

無断転載禁止。

は新田経営の初期から農事試験場や農事指導員の設置など極めて多岐にわたった。例えば，1930年の農事奨励事業をみると，主要作物改良増殖，地力増進，病虫害の駆除予防，農具改良，副業奨励，社会的事業，農事教育にわたって実に多様な方法がとられている。こうした地主土地会社による農事奨励とよくこれに応えた精農努力によって生産力の発達が促された。反当収量も一定期間をとって平均してみれば増加しており，この点が確認できる。なお，神野新田は典型的な米麦中心の二毛作水田地帯であった。

地力涵養，農業技術の高度化がすすむまでは，やせた砂礫性の土壌等土地生産性の低位性を経営土地面積の「日本的意味」での相対的大規模性が補うことで，農業経営が確立する基礎が与えられた。さらに生計確立＝V部分の確立から些少なりとも小作経営が自作農へと上昇転化する展望をあたえたのが副業の存在であった。新田開発の初期においては，それは土木工事などの日雇い出稼ぎであり，その後においては，この地における副業は具体的にはその土地の条件からして海苔および魚介類の海洋性のものであった。このことは『愛知県農会報』にも早くから報告されているとおりである[168]。しかし，この副業もそれ自体としては，技術的にも，粗朶，小舟等低位生産性のものであり，結局大量の労働力支出によってのみある程度の収入を確保できたにすぎない。また，新田内では臨海部である立地条件から初期には製塩が行なわれ，後には養魚・養鰻業が盛んであった（神野新田養魚株式会社も設立されている)。ここでは，これらについては省略する。

c.　地主一小作関係の変化――「闘争」から「協調体制」の確立へ

小作争議も小作経営の確立とりわけ生計確立にとって極めて重要な意味をもっていた。神野新田においても1910年代には小作争議が頻発した。この時期の争議の中心課題は小作料負担の軽減すなわち地主一小作間の分配率の変更にあった。零細耕作，高率小作料を特質とする戦前のわが国農業においては，小作料率を引き下げることは地主経営の根幹にかかわることであった。愛知県における小作争議は濃尾平野地域が中心であり，神野新田が位置する渥美郡を含む東三河地方では小作運動，農民運動がさほど活発ではないといった地帯構造があった[169]。しかしながら，神野新田においては「掟米減額願い地主に迫り大いに騒ぐ」(1914年),「農民組合の手入れ等あり，物事騒然なり」(1915年）など毎年のごとく激しくくりかえされた小作農民の闘争は[170]，反収に示される生産性の上昇と風水害などの個別的事由を背景としながらも，小作料率の引下げを実現し，地主一小作間の分配率を画段階的に変更させた。この分配率の変更は神野新田での小作経営の確立を可能にしたといってよく，すでに『神野新田年鑑』の1913（大正2）年の項に「小作者の農業経営ならびに農家経済は漸く軌道に乗り，尻を落付けて農業に精進するもの増加す」と記載されているが，新田内居住小作人の定住性も一層高まり，小作経済の安定性がさらに増したことにもあらわれている。小作農が自活と自立と安定の見通しを得たのは1922-3年ごろであった[171]。

こうした小作側の動きに対して地主側も地主団体を形成し，層として対処した。また「小作契約」の諸規定[172]をみると借地小作契約は5年を期間とするものであったが，土地会社の都合により解約することも可能であった。また，「耕作方法或ハ小作人全般ニ関スル」会社からの指令は「堅ク相守」ことになっていたし，契約にあたっては二名の連帯保証人の約定書が必要であった。こうした借地小作契約によって，小作人およびその経営は法的に拘束されていた。さらに，強権的な天皇制警察国家権力を背景とした地主層の力の蓄積と部分的には小作経営の再生産の確立の見通しが，小作農民運動の力を圧倒することによって，争議＝地主一小作間の力による階級対立の一時的解決は，地主一小作「協調体制」へと転換していった。この地域では1921（大正10）年12月の牟呂吉田村での「小作組合」の結成（700余名を組織）をその

無断転載禁止。　

メルクマールとしていい。この「小作組合」は小作地の争奪をなさず，掟米の不当な軽減は申し出ず，対地主との円満を計ろうとするもので，勤倹貯蓄，人格向上，農事改良をはかり，「道徳を重んじ小作人および地主間の親善を図ること」を目的としていた[173)]。つまり，この小作組合の結成はこの地域での小作争議の終焉と「労資協調」体制の形成を意味するといっていい。

こうした地主一小作協調体制の形成は両者の宥和を可能にし，たとえば神野新田では1930（昭和5）年に新田借地人310家（新田居住者250家）が3,400円あまりを拠出して神野金之助翁頌徳碑を建設している。これを評価して『牟呂吉田村誌』は「全く労資協調に依る融合美の発露に外ならない」[174)] としている。

神野新田産業組合の展開

静岡県西部地域を中心に東海地方にひろがる報徳運動は，伝統的な地域共同体のうえに経済合理性と倫理性をふたつながら追求しようとするものであった。神野新田の初期の経営者であった神野金之助は，これを同一の土地会社と「契約」する小作人，しかも「異域に新たに志を遂げんとするの移民」からなる新田居住小作人の新たな「会社一地域共同体」を形成するために移植する試みを行なった。それが1898年につくられた報徳講であった。この「報徳講」は神野新田信用組合の別称であったのが事実であるが[175)]，これを報徳講とも称したことには，ここに記したように重要な意味合いがあったと考えられる。また，この信用組合が設立されるにあたっては同年に行なわれた新田竣工式に臨席した品川彌二郎，すなわち産業組合の父の唱導によることでもあった[176)]。この報徳講は縄をない，草履を編む夜業を小作に課し，それを地主が購求し，代金の半額または一部を貯蓄せしむるものであったが，実行は難しかった。神野金之助による報徳講の組織は自生的な共同性の獲得ではなく，上からの「共同性」の付与であった。それは小作経営の合理化・効率化と統制を意図した土地経営者の経済合理性と温情主義の発露であった。

報徳講は，1900（明治33）年の産業組合法の成立をうけて，1902年認可を得て無限責任神野信用組合に発展することとなった。認可され，産業組合として正式に発足した信用組合は愛知県下においても最も初期の組合であった[177)]。出資金の払い込みにあたっては10名を一組とする小組合を組織し，これにまかせる方法がとられ，「自治心」[178)] の高揚に努めた。神野新田産業組合は，日露戦争後一時経営困難に陥り，解散を請求するものもあったが，「民力涵養，農村自治」[179)] を意図した地主土地会社の庇護のもとで多様な事業を展開し，順調な発展をみせた。すなわち，1905年無限責任を有限責任に変更し，1907年には肥料，農具等産業上に必要な用品の購買事業を開始し，12年には販売事業を開始した。16年4月には組合は信用購買販売生産の四種兼営組合となった。この間1911年には産業組合中央会から事業成績優秀ということで表彰されており，多数の視察もうけた[180)]。1910年代，20年代の大正期に至ると，小作経営の確立，地主一小作の「協調体制」の成立を基礎に，その経営内容および組織は産業組合として格段の進展をとげた。組合長は1906（明治39）年以来地主の現地経営者であった神野三郎であり続けたが。逆にまた産業組合経営自体が，この「協調体制」を支えるうえで重要な役割を果たした。それは親のごとき地主の庇護のもとからやっと雛が自立しようとするようなもので，親の慈しみの目がそそがれつづけていた。産業組合の相対的な自立化への動きは，1912年に，これまで産業組合事務所は神富殖産株式会社神野新田出張所内におかれ，その社員が組合事務を執っていたが，事務所を移転し専任の理事と書記をおいて独立事務を執るようになったこと，共同作業工場を設けて精米，肥料粉砕などの利用事業を本格的に開始したこと，さらに農業倉庫を建て，その事業を開始したことにみられる。こうして，産業組合は「一応の完成の域」[181)] に達したとみていい（第21表)。1926（大正15）年には，土地経営者は「協調体制」を一層確固たるものとするために，産業組合とな

無断転載禁止。

第21表　神野新田組合の展開

年次	組合員数(人)	出資口数(口)	組合総資産(円)	貸付金(円)	貯金(円)	
					組合員	組合員外
1902	220	230	6,900	42	139	
1910	266	291	8,730	5,060	1,801	
1912	280	305	15,920	19,963	2,392	
1914	296	513	27,755	13,814	4,607	
1916	267	469	32,303	7,778	9,490	
1918	264	472	41,778	19,181	11,144	
1920	269	478	58,740	25,900	20,894	15,281
1922	265	484	82,547	17,815	30,791	22,447
1924	256	658	122,716	33,597	48,407	28,876
1926	249	671	147,605	60,062	75,774	27,952
1928	250	686	193,980	62,988	107,047	33,881
1930	253	683	212,590	70,631	130,664	37,175
1932	258	852	235,438	67,073	105,569	35,145
1934	255	844	220,843	46,947	74,798	56,666
1936	264	850	225,825	67,320	90,853	48,767
1938	266	850	279,494	46,602	131,907	67,320
1940	274	1,127	524,221	92,725	276,346	146,070
1942	275	1,958	775,529	104,800	457,067	135,318

（出所）『神野新田』224～225ページから作成。

らんで，「神野新田二人会」を設立した。この二人会は規約第一条にあるように「本会ハ勤倹節約ノ美風ヲ推奨シ，地主・小作者連帯シテ貯金ヲ為シ，小作者ノ生活安定トノ両者融和ヲ謀リ，永久ノ福利ヲ増進スルト共ニ，相互救済・風俗改善ノ事業ヲ為ス目的」としていた[182]。この二人会は10年を期間として毎年小作人が定額の10円に加えて，小作料たる掟米１俵について50銭を貯金し，地主が同額を各小作人あてに貯金するものであった。これによって一定の蓄財をなし，小作を自作農へと発展させようとの考えもあったという[183]。この地主土地会社の考え方は，神野新田において農地改革にさきだって自主的に土地会社の解散，農地の解放，自作農の創設が行なわれたこと，その際，神野三郎などの地主側が進歩的にこれを為したことにつながった。

長生病院の設立と経営

a.　土地会社による社会的施設設置の意図

土地経営者の経済合理性および温情主義はその「住民統理」の在り方にもあらわれている。この「住民統理」の方策は宗教と教育によつて「無知蒙昧ノ徒ヲ統撫シテ能ク平和ヲ図リ以テ良民ト化」すことを意図していた[184]。具体的には神社仏閣といった宗教的施設を建立して（神富神明社，円龍寺），精神的，倫理的修養を施し，また全額寄付，授業料免除という恩恵的小学校を建て（神野小学校，但し1902年廃校。新田児童が就学する小学校への教育補助寄付は続いた），あるいは青年夜学会を開き人間的能力の発達を図った。教育はまた衛生教育も含んでいた[185]。つまり，「住民統理」とは神社仏閣といった宗教的施設および学校，医療機関といった共同消費手段を設けることによって，人心の収攬と労働力再生産条件の「共通部分」の整備による経営の「合理化」を実現することであったといえる。さらに，土地会社の無拠出企業年金ともいうべき養老金制度が1895（明治28）年に設けられ，70歳以上の高齢者に，年齢に応じて，月々25銭から２円（100歳以上）の金銭が

無断転載禁止。

支給された。

これらはいずれも新田開発の初期1895-6（明治28-9）年から行なわれてきているが，小作争議が劇発，頻発するという歴史的社会的情況の変化のなかで一層重要な役割を担うこととなる。地主の組合長であった神野三郎は1921（大正10）年農業倉庫事業を開始した際，地元新聞である『新朝報』によせた手記のなかで「近い将来に於いて学校や病院や図書館をも実現すべく目下研究中で組合員の智的向上並びに衛生上に貢献する事の出来得ることを期待している」[186] と述べており，「住民統理」の新たな方策としての福利施設において医療事業が中心にあることを予感させた。

1926（大正15）年の「愛知県社会部調査」『小作人に対する福利施設に関する調査』の報告によれば，小作争議が頻発する情況において，地主—小作関係および小作経営を安定化する一方策として，地主による小作人に対する多様な社会事業的諸施策がおこなわれた。といっても，そのいずれもが端緒的にしかすぎなかった。当然のことながら，こうした社会事業をおこなう地主の能力は土地経営の規模（経営規模百町歩をこえると各種の福利施設がおこなわれるようになる。50町歩以下ではほとんどみるべきものはない），その経済力に規定され，さらにその経営における地主—小作関係の良否などに影響される。この調査でもそのことは明らかであり，医療あるいは医療費にかかわる社会事業として行なわれている例としては，「産業組合にて療院の設備を為して居るもの，小作人の組合に対して医療費を若干補助して居るもの」[187] などがあった。調査が行なわれた1925年には愛知県下で認可された医療利用組合は神野新田のみであった。これらの「福利施設」は「社会的強者である地主より種々の生活上便宜を与えることは，相互の融和を計り，社会関係を整序せしめ，小作争議を予防」するためのものであった[188]。これらはたんに道徳的・倫理的関係であるだけでなく，経済的・分配的関係でもあったとみるべきであろう。

b. 医療事業の展開

1925年に刊行された産業組合中央会愛知支会『愛知県の産業組合』は上記したように歴史のある神野新田産業組合を紹介するについて，医療利用事業についての記述をもってかえている。この時点においては，医療利用事業を行なっていることが愛知県の産業組合運動において特筆されるべきものであったことが，このことからもうかがえる。

神野新田における医療事業は，新田開発三十周年を記念して地主である土地会社経営者が長生病院を建設し，その設備・施設の一切を産業組合に貸与し，運営させたのに始まる。もちろん，「村内に適当な医師なく」[189] 不便を感じていたためでもあるが。長生病院の設立について，当時，神富殖産株式会社社長富田重助は開拓後30周年記念式典（1923年）の式辞において「産業組合の経営として，衛生保健の事業を計画しまして，長生病院を設立し，一般住民の利用は勿論，付近農村の生命安固に資す事に致しました。……近く伝染病に対する設備も完成する筈です」[190] と述べている。これからは，新田居住小作人だけでなく，通い小作を含む周辺農村に医療サービスを均霑させようということがうかがえる。「私立長生療院」診療規定によれば，「組合員」に診療対象は限定されているが，1923（大正12）年4月1日の開院にあたって，地元新聞『参陽新報』に三日間ほど「開設　長生病院　土地晴朗　閑雅」という広告を掲げており，地域社会に開かれていたことをうかがわせる。

長生病院はしばしば土地会社より産業組合に「無償譲渡」され経営されたものであるかのように正史である『神野新田』や『神野新田年鑑』でもいわれているが，神富殖産株式会社神野新田出張所『長生病院備品台帳』によれば，正確には土地会社から産業組合に「預け」られたものであり，毎年一年毎に備品を照合したうえで組合が「入用」とするときに「引き渡された」ものである[191]。そのため，神野新田信販購利組合の「事業報告書」では「資産ノ部」に

無断転載禁止。

長生病院の敷地は記載されているが医療施設はあらわれてこないし，「設備利用」の事業成績にも医療設備利用は記載されていない[192]。

さて長生病院の経営状態や診療内容，そして保健活動などについては，産業組合の「事業報告書」にも記載がないため詳細は残念ながら分からない。『豊橋市医師会史』によれば，設立当時長生病院の診療には，豊橋市医師会会員であった「中村道三医師が一日のうち時間を限って出張診療の形式で診療を行なっていた」という[193]。しかし，『豊橋市医師会史』の文面からうける零細さとは違って，長生病院は入院可能な設備をもち，医師三名（院長を含め全員が常勤であったかどうかは不明），薬局一名，看護婦二名，小使一名を擁するほどで，組合員300名以下の四種兼営組合が経営する医療機関とし

第22表　長生療院収支（1923〜1925年）　（円）

	収入		支出	
1923年度	利用料	2,904.410	院長および医員給	6.087.500
	中村道三負担金	7,677.200	看護婦車夫給料	1,797.600
			薬価	1,807.810
			消耗品費	429.210
			雑費	959.490
	計	10,581.610		11,081.610
	欠損金	500.000		
1924年度	使用料	4,838.670	河合院長16回分謝礼	184.000
	薬価繰越高	86.590	河合病院医師三人分謝礼	25.000
			中島柳樹給料	1,085.000
			同上夜間往診手当て	110.000
			看護婦外給料	715.000
			薬価類代金	1,070.350
			消耗品雑費	567.460
			オートバイ諸経費	197.900
			院長謝礼	146.000
			中島静治手当て	60.000
			オートバイ償却費	382.500
	計	4,925.260		4,543.230
	利益金	382.030		
1925年度	使用料	4,623.080	院長外医員給与	2,465.000
	薬価繰越高	119.610	看護婦外給与	1,167.540
			薬品類代金	1,047.600
			消耗品雑費	956.050
			オートバイ諸経費	266.900
			オートバイ一輌代金	200.000
			機械器具代	92.950
			オートバイ償却費	500.000
	計	4,742.690		6,696.040
	欠損金	1,953.350		

（資料）産業組合中央会『利用組合に関する調査』1927年，261〜263ページより作成。

無断転載禁止。

ては，比較的規模が大きかったといえよう。月の1，15日を休診とする他は毎日午前8時から午後4時まで診療を行なった。開設されていた診療科は『長生病院備品台帳』(1923年および1928年) からは，内科，外科，産科，眼科，耳鼻咽喉科にわたり「総合的医療機関」たる内容を備えていたとみられる。料金は「非営利事業であるから，診察料は往診の場合を除く外無料」「薬価も渥美郡医師会で決定せる半額」「入院の場合は実費」[194] であった。

開設後三年間の事業成績は第22表の通りである。医師であった中村道三の「負担金」といった今では内容確認できないような項目もあるが，収支は二年目の1923 (大正13) 年には剰余をだしたが，開院当初は赤字が続いた。しかも，医師の確保については容易でないこともあった。1925年下期には医員の死亡更迭があり，それからは「普通医院」に改め (この時26年3月，病院を療院と改めた)，経営一切を同医院に託している。ここで「普通」という意味は，新田居住産業組合員に限定されたものではなく，周辺農村民にも開かれた医療機関になったということであろう。先の「私立長生療院診療規則」で，入院料金が医師会協定料金であると定めてあるのもそのためであろうか。26年9月には医員の辞職のために一時療院を閉鎖せざるをえなかった。12月に至ってやっと後任の専任医師を招き，診療の再開にこぎつけた[195]。こ

長生療院全景 (1922年)

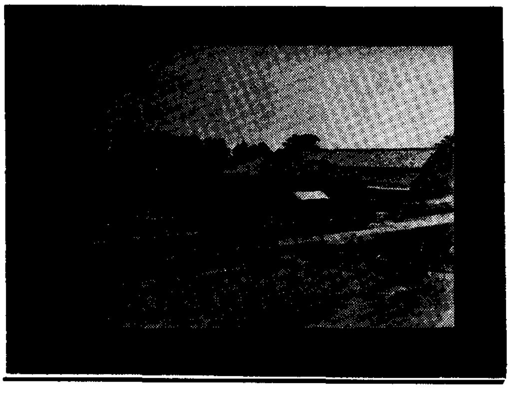

神野新田土地改良区所蔵

うした経営維持の困難性はあったが，1927 (昭和2) 年ごろから経営も安定し，農村保健医療に大いに寄与するところがあった。1938 (昭和13) 年には改築されたが，戦時体制下で医師確保の困難性は一層募り，ついに1940年には医師欠員の故に閉鎖を余儀なくされた[196]。

1927年に愛知県下で行なわれた農村社会事業調査では，県営の社会施設に対する希望として無料診療所があげられているが[197]，現実には，先にみたように，行政によっても，協同組合によってもほとんどこれらの施設の設置はなされなかった。医療などの社会的共同消費手段の整備が公共的になされない状況において，土地会社により「預けられた」ものであったにせよ，神野新田産業組合が協同組合事業として医療機関を経営したことの意義は大きいといわねばならないだろう。

(付記) 神野新田組合に関する調査および資料収集にあたっては，神野建設株式会社 山本茂氏，豊橋市西部農業協同組合組合長 柴田信氏，神野新田土地改良区 鈴木邦行氏には大変御世話になった。記して感謝の意を表したい。

(5) 特別表彰組合の医療事業――発志院組合

発志院とは 奈良から大和盆地を南下する旧国鉄の桜井線は，艶なる名をもつ帯解をすぎ，櫟本 (現天理市櫟本町) に至る。櫟本の西方にひろがる肥沃の地がかつて治道村 (現大和郡山市。治道―ハルミチ―の地名は残っていない。村を構成した各大字が町名として残っている) であった。1953年の町村合併以前の郡山町の南にも接していた。平城京が存したころには，朱雀大路を南延したところに位置し，発志院は興福寺の知行地であった。

戦前1930年代の米作を中心とするわが国の農業生産力基準の段階を画するのは，いわゆる「奈良段階」[198]であった。この「奈良段階」は米の反当収量で1935年に2.572石水準で全国最高であった。大字発志院 (ハシノイン，現，大和郡山市発志院町―ハッシイン) を含む治道村の

無断転載禁止。

水稲の平均反当収量は，1930年から1949年までの期間で，2.806石｛1911（明治44）年にすでに2石9斗を記録している｝[199]であり，肥沃な大和盆地においてもその生産力水準は極めて高かった（第23表）。この治道村は1891（明治22）年の発志院を含む8つの旧村の合併により形成され，旧村にはない治道（ジドウ）の名が付けられた[200]。この時の合併は，1889年の町村制施行をうけたものであり，その合併理由書の記載も範例を模してはいるが，「水利上相離ルベカラザル関係ヲ有シ」[201]ていることも重要な理由であった。奈良県農業地域構造上「北和平坦地区」[202]に分類される当地域は，生産力水準の高い奈良県内においても最高位に位置するが，排水不良であったり，溜め池による水利が不十分な場合には旱害が生じやすい地域であった。事実，1924年には旱害が発生し，小作料減免をめぐる争議の契機にもなっている。しかし，治道村の耕地水田率は99%にちかく，しかも二毛作田が85%以上を占める，純然たる水田二毛作地帯であった。

戦前昭和期の治道村の農業構造をみると，しだいに戦時体制にはいっていく時期は別として，同じく高い農業生産力を示す「北和平坦地区」の他町村に比して，自作農および自小作農の比率が高く，相対的に小作農の比率が低くなっている。また，農業経営一戸あたりの耕作面積が広く（戦後1952年の数値7.29反は県平均より2反ほど大きい），平均反収が高いこととあいまって，相対的にみて農業経営が安定していたことを窺わせる。自小作農の比率が相対的に高くなっている理由のひとつには，産業組合がその「創立以来地主の土地分譲と小作者の土地購入」[203]を，小農者土地購入資金貸付制度などによって図ってきたこともある。

米騒動などとして露呈した戦前日本資本主義の諸矛盾は，その後地主制支配が続く農村部においては小作争議として激発することになった。奈良県は，全国的にみても，小作運動，農民組合運動の一大中心地であった。そして，そ

第23表　治道村の農業構造

町村名	年	農家戸数（戸）	自作農率（%）	小作農率（%）	自小作農率（%）	一戸当面積（反）	五反未満（%）	五反〜一町（%）	一町〜二町（%）	二町〜三町（%）	三町以上（%）	平均反収（石）
治道村	1927	469	26.0	36.7	37.3		20.0	43.7	33.4	1.7	1.1	
	1932	410	31.0	34.1	34.9		19.5	42.0	33.9	3.4	1.2	
	1937	459	34.9	33.1	32.2		15.0	57.5	26.4	0.9	0.2	
	1952					7.29	26.0	48.4	25.6			2.806
櫟本町	1927	607	39.0	41.2	19.8		43.9	38.7	16.0	1.3		
	1932	654	37.5	39.1	23.4		49.7	37.3	8.7	3.2	1.0	
	1937	628	15.4	24.0	59.7		56.8	31.4	11.5			
	1952					5.24	45.4	49.0	5.44			2.754
平和村	1927	404	18.8	47.5	33.7		24.0	55.0	21.0			
	1932	396	24.7	33.6	41.6		20.2	54.0	25.5	0.3		
	1937	371	27.2	26.7	46.1		20.2	48.8	31.0			
	1952					7.22	23.5	55.1	21.3			2.694
大安寺村	1927	334	10.8	64.4	24.8		40.4	27.5	21.6	9.9	0.6	
	1932	330	11.5	60.9	27.6		21.2	39.4	28.8	10.6		
	1937	302	13.2	28.8	57.9		29.8	24.8	41.4	4.0		
	1952					6.9	34.6	38.3	27.1			2.617

（資料）『奈良県統計書』各年度版。1952年の数値は奈良県経済部『奈良県農業地域に関する一考察』1952年。なお，経営面積は，区分が異なるので，一町以上はすべて合計し，一町〜二町欄に記した。

無断転載禁止。

れは被差別部落解政をめざす水平社運動，さらに労働運動とオーバーラップして「労・農・水」の結合による三角同盟として展開されたという特徴を有している[204]。治道村周辺でも生駒郡片桐村（現大和郡山市小泉町，満願寺町，池の内町あたり），添上郡大安寺町（現奈良市大安寺町）などで組織を基礎とする階級対立が激化したが，治道村では，先に触れたように，1924年の旱害以降小作料減免を求める争いが展開されたとはいえ，それは農民組合等の組織を基礎としたものではなかった。産業組合が「自作農」経営の形成をすすめたことが，「組合員の一般は比較的富裕」[205]な状況をつくりだしたといえるし，未加入率が高いとはいえ小作農層の要求もそこに統合される情況になったといえる。この点は「産業組合経営」の項で再度みることにしよう。

産組業合経営 発志院産業組合を特徴つけて，産業組合中央会奈良支会『大和の産業組合』は千手観音の挿し絵をもってした。この千手観音はそれぞれの手にこの組合が行なう多様な事業をもっており，多角的事業経営を行なう特徴を的確に描いている[206]。発志院組合が全国誌に紹介され，その名を知られるようになった特色ある事業に一日一銭百年貯金がある[207]。一日一銭百年貯金は文字通り，一日一銭づつを期間百年貯蓄し続け一万円を蓄積しようとするものであった。この貯金が実に発志院組合の出発でもあった。この貯金は組合の設立に先立って1910年に「地主小作人間の軋轢益々甚だしく，高利の負債に苦しめる細民の大阪方面へ移住する者頻出し，誠に寒心に堪えざる状況」[208]という社会情況を背景として，大字発志院の27戸の地主，自作によって始められた。1912年に認可された産業組合としてその事業を開始した時点でも，発志院組合は治道村全域を事業区域とするものであったが，組合員加入は大字発志院に限定しており，「相互ノ蓄積ヲ奨励シ以テ円満ナル農村ノ基礎ヲ鞏固ナラシメントスル」[209]農業者全37戸が加入する信用組合で，極めて零細な規模のものであった。信用組合といっても現実的には貸し付けを行なわない「貯蓄組合」にすぎなかった。役員に就いた者はすべて「村内一流ノ地位ニアリ資産ヲ存ス」者であった[210]。

この組合が大きな転機をむかえたのは，第三次産業組合法の改正をうけて，1918（大正7）年に事業を拡大し，加入の門戸を治道村全域に開いた時であった。これは「今ヤ時勢ノ進運地方経済界ノ発達ハ，永ク旧条項ノ如キ狭小ノ範囲内ニ蟄居スルヲ許サ」[211]なかったからである。あわせてこの時に各大字に協議員を置き，組合事業について意見を開陳し，組合長の諮詢にこたえることとした。わずか37戸加入の組合がこの年から3年で375戸が加入する規模になり，この規模拡大が可能にした出資金の増加など経営基盤の充実が，多様な事業経営を可能にした。また，これまでにない多様な人々――自小作，小作を含む階層的にも多様な――を含むことによって，信用事業に加えて，購買，販売，そして利用の事業がそれぞれに特色をもって展開されるようになった。さらに，こうした産業組合の多角的な事業展開を促した要因には，産業組合自体が，全国的にも振興刷新運動にとりくむような歴史的段階に至っていたこと，その社会的背景として地主――小作関係の対立激化という情況があったことはいうまでもない。

購買事業は1921年に始まるが，各大字毎に協議員（購買部世話掛）をおき，ここに日用品を常備しておき，それこそ「店舗」としての機能，注文取次の機能をはたさせた。こうして，既存の商業網とは異なる産業組合独自の購買事業をつくりだした。これによって，事業開始まもないころとはいえ，「地方一般ノ市価ヲ牽制シ小売値段ヲ低下セシメタルハ否ムベカラザル事実ニシテ物価調節ノ声喧シキ折柄其効果ノ少ナラザルヲ信ズ」と自己評価されている[212]。第24表にみるように，その事業高は年をおって増大している。この事業高の増大は当然にも既存の商業網を担ってきた小売商との軋轢を惹起するところとなった。流通商業系統からする反産業組合運動であった。発志院組合は「産業組

第24表　発志院組合事業業績　（金額：円）

年次	組合員数	出資口数	出資払込額	貯蓄現在高	貸付残高	購買事業高	販売事業高	利用事業高	剰余金
1916	41	41	738	8,767	1,232				141
1918	41	41	984	14,162	2,191				261
1920	320	320	7,972	33,168	33,168				1,965
1922	386	386	11,580	217,981	84,968	3,795			3,137
1924	440	440	13,200	355,771	158,953	16,436		3,908	7,203
1926	446	446	13,380	525,857	205,763	33,129		5,021	10,096
1928	446	446	13,380	651,774	172,126	54,233		4,537	12,617
1930	451	451	13,530	669,441	178,567	64,897	99,395	7,070	9,065

（資料）発志院信用購買販売利用組合『事業成績概況』
『産業組合』193号，1921年11月。「経営　有限責任発志院信用組合事績」。

第25表　発志院組合利用事業業績　（単位：円）

年次	精穀機	動力農具	医院	理髪	自動車	自転車	家具	助産婦	公会堂	計
1923	1,019	611								1,630
1924	1,586	344	1,978							3,908
1925	1,631	781	2,416	269			6			5,094
1926	1,833	1,173	1,717	258			40			5,021
1927	2,181	928		270			50			3,425
1928	2,393	1,030		233	734	98	49			4,537
1929	2,515	526		249	3,391	132	43			6,856
1930	2,388	1,780		242	2,449	154	57			7,070
1931	2,290	996		183	2,667	117	85			6,338
1932	2,410	273		207	2,763	118	64			5,835
1933	2,473	1,408		672	2,832	144	48			7,577
1934	2,419	1,230		515	2,688	189	64	64		7,169
1935	2,611	1,121		656	2,666	227	44	110	1,120	8,555
1936	1,891	1,213		632	2,231	271	61	49	1,200	7,548
1937	1,779	1,141		773	1,806	277	34	108	332	6,249
1938	1,829	1,617		583	2,998	289	60	93		7,569

（資料）発志院信用購買販売利用組合『事業成績概況』および『事業成績の概要』
（出所）『越智太兵衛傳』76ページ。

合経済組織」確立の立場から断固としてこれに対峙した。

利用事業においても，医療事業については後述するとして，理容事業の場合にも，村内外の理容業者から，とりわけ料金設定——近在の理容業者料金と比して，組合の理容利用料金は2割5分引の水準であった——の点で，同業組合規定違反として激しい反産運動を引き起こした。こうした各業者ごとの反産運動，そしてトータルに「産業組合主義経済社会統制」を行なうことに対する反産運動を乗り越えることによってはじめて，発志院組合の発展の地平が切り拓かれたといっても過言ではない（第25表)。

かくのごとく，各事業においての反産運動に抗して，積極果敢な事業展開をした発志院組合は1926年産業組合中央会から特別表彰を受けている。産業組合中央会は1928年，小作運動，小作争議にいかなる対処をしうるかを中心的な問

無断転載禁止。

題意識とした『産業組合と小作争議に関する調査』をまとめた。この報告書では小作運動への具体的対応策等の事例とともに特別表彰組合の特質分析を行なっている[213]。この分析に発志院組合もとりあげられているが，そこから析出される発志院組合の社会経済的特質としては，(1) 組合員の階層構成において地主の比率が高いこと。(2) 未加入者では小作農層の比率が高く，小作農層ではほぼ3割が未加入となっている。(3) 出資については発志院組合の特徴として全組合員一口（その後増口するが，その場合でも均一口数であった）である。(4) 理事，監事，信用評定委員などの組合幹部はすべて地主層によって構成されている。(5) 信用，購買，利用のいずれの事業においても地主層の比重が相対的に大きい。ことなどがあげられる（第26表）。これらから，発志院組合が地主主導の地主一自作型組合であったことは明らかである。この資料の時期以降，組合加入がすすみ1931年には全村で9割2分まで組織化がすすむとはいえ，小作人の加入はそれほど進まず，いまだ22戸が未加入で，その率は2割程度であった[214]。また，組合経営はさきにも触れたように，「地主による土地分譲，小作による土地購入」をすすめ，そのために1922（大正11）年には八反歩以下の自作農に低利資金を貸し付ける小農者土地購入資金貸付規程が，1930（昭和5）年には自作農創設維持資金貸付規程が設けられ，安定した自作農（現実には自小作農にとどまる場合が多かったが）創設が強く意図されており，この面からも発志院組合は地主一自作組合の性格が極めて濃厚であったといえる。

さらに地域社会との関係では，村役場，産業組合，そして学校が一体となり手を携えて「産業ノ開発，自治ノ改善，教育ノ振興ニ意ヲ注ギ」[215]，地域経済社会の統制にあたった。その際，産業組合精神，すなわち共存同栄をもってする地域社会統制管理＝産業組合化の方向がとられた。そのため，添上農林学校産業組合科での講義をはじめ，産業組合主義についての教育・宣伝活動には力がいれられた。「産業組合主義経済社会組織」の構築が指向されていたといっていい。そこには，内務省による権力的統制と農林省による生産技術的統制の混淆状態がみられる。

医療事業の展開　発志院組合の基礎的生活条件を保健衛生面から改善せんとする利用事業には医療事業（1923年12月26日開始），理容事業（1924年開始），助産婦事業（1934年開始）などがあった。当時の治道村の医療事情は，郡山町に隣接していたとはいえ，村内には開業医が存在せず，しかも交通不便の地にあって，櫟本町，郡山町，奈良市など隣接地域への受診やそこからの往診をもとめざるをえなかったため，医療費がかさむうえ,「治療上意ノ如クナラザルコトヲ以テ組合員中殊ニ少産者ハ常々困憊シ苦痛トセル所」であった。したがって「尊キ生命ヲ保護スル医師ノ設備ハ目下ノ急務ニ属スル」[216]ものであり，これによって組合員の医療不安を取り除き，医療資源を享受させること，すなわち「組合員ノ為メ医薬ヲ敏速ニ供給シ安価ニ其不幸ヲ救済慰藉シ共存同栄ノ主義ヲ発揮スルコト」[217]を目的としていた。医療事業は，診療担当医が大字横田の民家を借り，医療用具，医院，住宅，諸設備のことごとくを設備＝所有し，薬局調剤手も供給するもので，組合にとっての創業費はわずかに金看板一枚にすぎないというかたちで創設された。したがって，医療事業の経営形態は，現実的には，契約診療とみてよい。組合側の医療事業に関わる業務は，組合員に診療券を配布し，これを提示させて診療をうけさせるとともに，「薬価ノ徴収ニ従事」することであった。利用料は診察料は無料で，薬価は郡医師会規定の一割五分引きを原則にした[218]。利用料は医師の診療記録にもとづき，三カ月ごとに集金人がこれを徴収し，その8割（高価薬は除く）が医師に「給与」として支給された[219]。こうした利用料の医師会規定以下への引下げは郡および県医師会の抗議するところとなり，「反産運動」を惹起した。

医師は自転車で村内の往診も行い，医療事業の展開が治道村の「衛生状態は頓に良好且益々

無断転載禁止。

第26表　発志院組合の社会経済的構成（1926年）　（金額：円，構成比：%）

		地主	自作	自小作	小作	その他	計
組合員数	発志院組合	75	61	156	127	27	466
	構成比	16.8	13.6	35.0	28.5	6.1	100
	表彰組合平均	8.3	20.0	30.3	25.5	15.9	100
未加入者数	発志院組合	4	2	2	60	14	82
	構成比	4.9	2.4	2.4	73.2	17.1	100
	表彰組合平均	6.6	24.6	18.4	40.8	9.6	100
出資口数	発志院組合	75	61	156	127	27	446
	構成比	16.8	13.6	35.0	28.5	6.1	100
	表彰組合平均	19.0	25.9	26.8	15.2	13.1	100
出資総額	発志院組合	2,250	1,830	4,680	3,810	810	13,380
	構成比	16.8	13.6	35.0	28.5	6.1	100
	表彰組合平均	18.4	24.7	27.3	16.2	13.4	100
払込済出資金	発志院組合	2,250	1,830	4,680	3,810	810	13,380
	構成比	16.8	13.6	35.0	28.5	6.1	100
	表彰組合平均	20.1	25.5	26.6	14.7	31.1	100
理事	発志院組合	7					7
	構成比	100					100
	表彰組合平均	60.1	22.4	7.7	0.6	3.2	100
監事	発志院組合	4					4
	構成比	100					100
	表彰組合平均	50.0	37.7	6.1	1.0	5.1	100
信用評定委員	発志院組合	7					7
	構成比	100					100
	表彰組合平均	27.5	42.5	27.0	0.5	2.5	100
貯金高	発志院組合	223,187	141,360	91,420	45,756	24,144	525,867
	構成比	42.4	26.9	17.4	8.7	4.6	100
	表彰組合平均	23.0	29.8	27.1	10.5	9.6	100
貸付高	発志院組合	68,517	57,299	34,817	24,210	20,920	205,763
	構成比	33.3	27.8	16.9	11.8	10.2	100
	表彰組合平均	17.8	27.1	31.4	13.1	10.6	100
購買事業高	発志院組合	11,673	5,428	11,936	3,515	577	33,129
	構成比	35.2	16.4	36.2	10.6	1.7	100
	表彰組合平均	8.4	32.5	38.4	16.1	4.6	100
販売事業高	発志院組合						
	構成比						
	表彰組合平均	18.3	26.4	38.4	16.4	0.6	100
利用高	発志院組合	1,985	517	897	774	845	5,021
	構成比	39.5	10.3	17.9	15.5	16.8	100
	表彰組合平均	18.3	26.4	38.4	16.4	0.6	100

（資料）産業組合中央会『産業組合と小作争議に関する調査』1928年，230〜239ページより作成。
（注）　資料中の数値には明らかに誤りと思われるものがあるので適宜訂正している。

無断転載禁止。

改善」[220] される状況をつくりだしていった。郡内の他産業組合での医療事業開始を誘引するほどの大きな効果をもつなど，医療事業は順調な展開をみせつつあつたが，医師の突然の大阪への転居（1926年9月）はこの事業を二年半ほどの短命に終わらせた[221]。残念ながら，新たな医師をえることができず，事業は休止のまま推移せざるをえなかった。

発志院組合は地主—自作組合として経営業績優良であるが故に，おそらく医師に人をえれば医療事業といえども経営的にも成功しえたと考えられる。それは，村内に開業する医師が存在しないという意味で，地域的な医療資源の配分は十全であったわけではなく，医療サービスを十分に享受しうる条件の整備を必要としていたといえるからである。しかしながら，産業組合の運営・経営上医療事業が休止された際，必ずしも強い継続の意思が働かなかったと考えられる。何故ならば，先にこの発志院組合の性格についての考察から分かるように，「福利施設」の対象としての小作層の大部分を組織するまでには至っていなかったからである。もっと言えば，産業組合に小作層を須く組織しなくとも，この地域の地主—小作関係は地主—自作優位に処理しえたといっていいのかもしれない。さらに，さきにみたように医療事業の経営形態の点からみると，発志院組合の医療事業は現実的には契約診療とみてよく，施設設備はことごとく診療担当医師の所有に属するために，医師が組合事業から「自立」していく可能性を常に内包していたといっていい。また，発志院組合の中心人物であり，組合長であった越智太兵衛は組合員の階層別構成や経済的および組織的力量が可能とする医療事業の規模を見極め，その事業規模の小ささ故の限界を感じとっていたかもしれない。前述のような医療事業の経営形態であれば，医師と組合との関係しだいでは，組合が必要とする保健衛生活動や医療活動の展開を医師に求めるのも難しくなる。したがって，組合が所有し，経営する医療事業，常勤医を雇用する医療事業を展望することになるし[222]，小規

診療所内景（1932年）

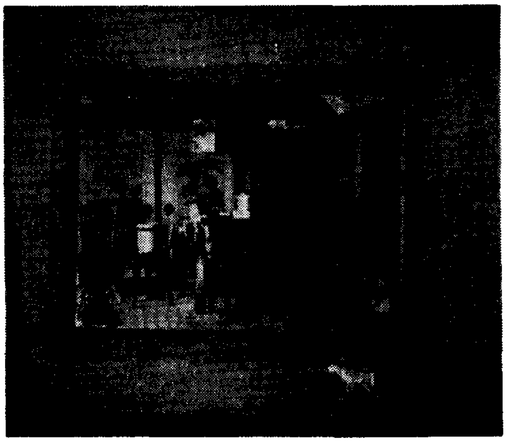

治道農業協同組合所蔵

模組合による医療事業からさらに，地域の経済活力を高めながら，その内発的な力量の発達に支えられ，裏付けられた病院—診療所の地域空間への配置を求めることにもなるだろう。後者の考え方からは，「協同組合間協同」として，各組合が医療設備を設け，その専門医が交換診療を行なうことによって，医療資源の効率的な配分と相互利用することが提示された。発志院組合が医療事業を設備したことは，同じく村内に医師が存在しなかった治道村の南に位置する平端村の産業組合が医療事業を開始する契機にもなった[223]。この連鎖が続けば，医療事業の「協同組合間協同」を可能にすることにつながるが，現実にはいずれも医師の確保ができず事業は短命に終わった。ただ，後者の構想を組合長であった越智は，奈良協同病院（現在の奈良県立医科大学の前身）として1939年には実現することになる[224]。

（付記） 発志院組合に関する調査および資料収集にあたっては，治道農業協同組合および奈良県立図書館郷土資料室の皆さんに大変御世話になった。ここに感謝の意を表したい。

おわりに——再び，初期医療利用組合の評価をめぐって——

これまで，初期医療利用組合五組合の個別具

無断転載禁止。

体について，その社会経済的背景や事業内容を検討してきた。その具体例は多様であり，しかも導かれる論点もまた多岐にわたることが明らかになった。しかしながら，そこには歴史的条件に規定されたある共通性をみいだすこともできる。そこで，医療利用組合が誕生した歴史的な社会経済的背景と初期医療利用組合の歴史的意義およびその限界を簡潔に整理することで，まとめとしよう。

医療利用組合が歴史的に誕生する社会経済的背景としておおよそ次のようなことが考えられるであろう。(1) 後発資本主義の日本経済がともなった全般的な生活条件の低位性，とりわけ健康維持条件の低位性。このことは一端，猖獗をきわめたスペイン風邪のようなあらゆる階層の人々をおそう健康・医療問題――それは当然にも階層間に異なる深刻さをもって影響するのだが――が発生すれば，これが直接的契機となって地域社会全体として対処すべき課題となりうる。(2) 第一次大戦を前後する米騒動，都市での労働運動の発展，そして農村での小作争議などの激化にみられる日本資本主義がはらむ諸矛盾の露呈。これらは1922年の日本共産党，日本農民組合，全国水平社として全国的結集をみることになる。農村における階級対立の激化への対応，地主一自作主導による地域的「協調」が必要とされた。(3) 産業組合の「大衆化」，事業革新の動向。1920年からの産業組合振興刷新運動と個別産業組合の経済力・経営能力の高まりがこれをささえた。初期医療利用組合は，全体的にみて，農業生産力が高く，自作層が多く，しかも産業組合運動が盛んな地域において営まれた。(4) その際，こうした「社会政策」的，あるいは「社会事業的」医療利用組合の形成は共同消費手段の整備による「経営の合理化」が「意図」されていた。(5) さらに，これを促進した「開明的」な中心人物の存在があった。青原組合――大庭政世，喬木組合――木下照一，神野新田組合――神野金之助，神野三郎，発志院組合一越智太兵衛など，いずれも時代を深く洞察し，企業家精神に富み，また自律した経世家でもあった。

それでは，初期医療利用組合の歴史的意義とその限界をどのように評価したらよいのであろうか？　すでにIIの(2)で触れているのでくりかえしになる点は多々あるが，ここで再びその評価を試みておこう。歴史的な意義として，まず第一に，医療資源，医療機関の地理的不均等を是正する手がかりを与えた。先に神野新田の項においてみた「農民調査」にもあったように，人々は公共的福利施設として医療機関の設置を求めていることは明らかだが，それがなされない場合には自主的にかつ地域経済力の活性化とともに内発的に医療資源をわがものにする方法を示した。地域社会における経済および生活の共同化を通じて，こうした地域社会の総合的生活能力の向上の見通しがあたえられた。第二に，当時の自由開業制の下で医療専門職者の経営可能性判断にもとづく医療資源の空間的配分ではなく，健康な人々が中心の産業組合が自らの必要にもとづいて医療機関を設置したわけで，住民が医療の在り方に関与，参加する手がかりをあたえた。第三に，小作争議対策や経営合理化のためのものであったということもあるが，とりあえず中産以下の人々にも医療の享受を可能にした。その際，地域の医師会の協定料金以下の価格でサービスが供給されるなど，この経済的な面からも地域医療の在り方に対して影響力を与えた。

こうした歴史的意義をもちながらも，それぞれの点で限界をも持ち合わせていた。「人間の解剖が猿の解剖の鍵」であるように，より展開した協同組合による医療事業からみればであるが。第一に，確かに地域的な医療資源配分の不均等を是正する手がかりを与えたとはいえ，初期医療利用組合は村以下の単位の地域社会を基礎したもので，その経済力にはおのずから限界があった。大規模な，複数の医師を雇用し，多様な診療科を設置するような医療機関を経営することは不可能であり，事業の継続性の点でも困難性をかかえていた。第二に，この時期の産業組合運動の限界性でもあるが，農村地域で

無断転載禁止。

中心的におこったものであり，より貧しい農村部だけでなく，都市の新興サラリーマンや労働者，さらに雑業層などいわゆる「都市の下層社会」の人々をも組織するにはいたらなかった。第三に，医療専門職の医療利用組合運動への参加はその個人の特別な資質にたのむところが大きく，協同組合運動に理解を示す医師を継続的に確保することが困難であった。これは医療外の素人（layman）集団による経営であって，「組合員と医療専門職者との協同」という視点を十分に獲得できなかったことによる。第四に，全組合員が医療利用組合運動に参加し，自らの，そして地域社会の健康管理能力＝保健力を発達させる経営活動や保健活動を展開することができなかった。これは医療利用組合が往々にして，地主層，富農層による小作人等貧困層に対する「住民統理」のための慈恵的「福利施設」であって，組合員は単なるサービスの受手（それも支払い能力によって制限された）にされたことも与っている。

医療利用組合運動のリーダーであり続けた賀川豊彦はその著『医療組合論』において初期医療組合について，「自然発生的」のものであり，「……その力は弱く，全国に普及するような宣伝力もないので，開業医制度やその他の医療機関に迄影響を与えるにはいたらず，土中に埋もれた金の時代を経過」[225] したと評価している。確かに，そのとおりではあるが，この土中にうもれた金脈は昭和戦前期には広区単営組合によってみいだされただけでなく，今日にいたるまで医療生協運動や厚生農協運動に尽きせぬ豊かな資源を与え続けているといっていい。たとえ，土中に埋もれていたものが金でなくただの石であったとしても，それは「医療組合運動の尊き捨て石」[226] であったし，やはり協同組合による医療事業の歴史的発展のための重要であり，かつ磐石の礎石となっているともいえる。

注

162）神野新田（じんのしんでん）が現在の地名である。神野新田土地改良区も（じんの）である。この新田開発を行なった神野金之助は（かみの）である。新田成工の「神野新田紀徳の碑」碑文の読み下しでは（かみのしんでん）となっている。神野新田土地農業協同組合，神野新田土地株式会社（酒井正三郎，小出保治著）『神野新田』1952年，巻頭。

163）県知事宛の「海面築立開墾願」には「県庁御直営同様取扱可被成下候」とあり，県でもそのような取扱とした。しかも開墾地は50年間無税とされた。前掲『神野新田』30ページ。

164）「人造石」はいわゆる「三和土」のことである。神野新田の干拓，開墾は第5回内国勧業博覧会において「名誉銀牌」を受けた。これを記念して著されたのが，神野金之助の手になる『神野新田紀事』（1904年）である。

165）前掲『神野新田』290ページ。

166）三好四郎『戦後日本農業の実態分析』（1952年）所収「愛知県—新田地帯実態調査資料の分析——『神野新田』農業の経済学的分析——」

167）神野新田土地農業協同組合『神野新田年鑑』1951年，明治33年の項。

168）『農業経営事例其一』愛知県農会，1923年。海岸部の農家における副業の事例として，稲作と主とし水産加工をなす神野新田の平松豊次郎がとりあげられている。また，『農村政策事例（其二）』1919年では神野新田農事改良施設がとりあげられている。

169）『愛知県農地史（前編）』1957年。

170）『神野新田年鑑』その後の年にも掟米減額をめぐる騒動についての記述がみられる。大正10（1921）年まで。なお，『神野新田』では「掟米の減額をめぐって地主と小作人との対立もないではなかったが」とさらりと記述しているにすぎない（155ページ）。また新田開拓30周年記念式典（1923年）での神富殖産株式会社社長富田重助のあいさつでも「欧州大戦後人心の動揺激しく，動もすれば小作争議の如き所在に勃発することを耳に致しましても，当新田の小作人よりは曽て一人の物議を申し出る者もなく」と述べているが，事実関係といささか違っているようだ。

171）『神野新田年鑑』『神野新田』ほか。

172）『農村政策事例（其四）』小作慣行号，愛知県農会，1925年。

173）『参陽新報』1922年1月1日付け。

174）『牟呂吉田村誌』1933年，118ページ。

175）『神野新田紀事』61ページ。『神野新田』216ページ。

176）「実務事例（愛知県有限責任神野新田信用組合）」『産業組合』第78号（1911年4月），28ページ。

177）日本銀行調査局『愛知県下の信用組合（名古屋支店調査）』1917年，5ページ。

178）堀田璋左右『神野金之助重行』1940年，185ペー

無断転載禁止。

ジ。
179）同上書，184ページ。
180）新田成工式には，品川彌二郎，榎本武揚が臨席しており，中央会表彰ののちには平田東助，新渡戸稲造なども訪れている。
181）『神野新田』223ページ。
182）『神野金之助重行』188ページ。
183）『神野新田』240ページ。
184）『神野金之助重行』54ページ。
185）同上書，55ページ。
186）『新朝報』1921年10月10日付け。
187）愛知県社会部『小作人に対する福利施設に関する調査』1926年，14ページ。
188）同上書，３ページ。
189）産業組合中央会愛知支会『愛知県の産業組合』1925年，172ページ。
190）『神野新田』162ページ。
191）神富殖産株式会社神野新田出張所『長生病院備品台帳』昭和３年の末尾には次のように記されている。「右明細調書ノ通リ現品引合セ正ニ御預申候就テハ貴組合ニ於テ御入用ノ節ハ現品引合セノ上直ニ御引渡可申候為後日此書弐通作成シ各壱通保管スルモノトス　依テ覚書如件」
192）神野新田産業組合の事業報告書は，39cm×54cmの一枚もので，事業報告が一面に印刷され，もう一面の半分に組合員一覧があり，出資持ち分が記されているだけの極めて簡単なものであり，各事業の詳細は明らかにはできない。長生療院の経営が産業組合の「利用事業」といってよいのかについては，『愛知県産業組合要覧』にも記載されていないこと（昭和７年度版では，利用事業のうち「設備利用程度及利用料」の欄には，経済用設備として医療設備はあがっていない)。「医療利用事業」が行なわれていたはずの1933（昭和13）年の『第六回全国医療利用組合及び連合会調査』にも神野新田産業組合の名をみいだすことができないことからも，？がつく。
193）『豊橋市医師会史』第１巻，1976年，263ページ。
194）前掲書『愛知県の産業組合』173ページ。
195）産業組合中央会『利用組合に関する調査』1927年，260-261ページ。
196）「初期医療利用組合の諸相」（上）の第２表の注に記した通り，その後も継続したという証言もある。
197）愛知県社会課『農村社会事業調査第二集』1928年，150ページ。
198）山田勝次郎『米と繭の経済構造』岩波書店，1942年。
199）『奈良県農業地域に関する一考察』農政資料第一号，奈良県経済部農政食糧課，1952年。1911年の数値は『添上郡統計書』明治44年による。
200）『大和郡山市史』
201）同上書。
202）前掲，『奈良県農業地域に関する一考察』による分類。
203）『産業組合と小作問題に関する調査』産業組合中央会，1928年，272ページ。
204）この点に関しては，奈良県水平運動史研究会編『奈良県水平運動史』部落問題研究所，1972年，参照。また大和郡山周辺の農民運動については，『大和郡山市史』を参照。
205）「経営　有限責任発志院信用組合事績」『産業組合』193号，1921年11月，33ページ。
206）産業組合中央会奈良支会『大和の産業組合』1940年。70-74ページ。
207）「一日一銭貯金より起これる産業組合――発志院信用購買利用組合」『産業組合』259号，1927年５月。発志院組合については，『産業組合』が復刻された際の『月報』にも紹介されている。『月報』はその後，古桑実編『協同組合運動への証言』上下，日本経済評論社，1982年，にまとめられている。発志院組合の記事は下巻の176-180ページ。
208）前掲，『産業組合』193号，29ページ。
209）奈良県行政文書「発志院信用組合設立申請書」明治44年２月13日付け申請書。
210）奈良県行政文書，「発志院信用組合設立申請書」への添上郡長西荘久松の添付書「設立者ハ農村涵養ノ途ヲ講ズル上ニ大ニ奮励致シ居候次第ニ付キ御許可相成度」として，役員の性行について述べている。
211）奈良県行政文書「発志院信用組合定款変更申請書」大正７年10月。尚，大正11（1922）年10月20日認可の定款変更では，設立当初定められた組合存立期間は20年間とする条項が削除された。そしてこの時あわせて名称変更がなされ，「有限責任発志院信用購買利用組合」となった。
212）発志院信用購買利用組合『大正11年度事業報告書』事業の状況，購買部。
213）特質分析の対象とされた特別表彰組合は，発志院組合のほか，京都保津信講販利，埼玉潮止信用，三重豊地信販講，静岡仁科信販講利，同富士梨業信講販利，山梨大田和信講販利，滋賀鎌掛信販講，同宮村信販講，長野和信販講，同富士見信用，山口楢崎信講販利，宮城田林信講，青森竹館林檎講信利，福井積善信販講利，同立誠信講販利，鳥取渡報徳信講，福岡千年信講販，同大川信講販利，北海道新十津川信講販利，広島来原信講販生，大阪歌垣信講販利（ただし，本文中には兵庫石守信講利販があげられている）の各組合である。

無断転載禁止。

第27表 発志院組合の社会経済的構成（1931年） （金額：円，構成比：%）

	地主	自作農	自小作農	小作農	その他	計
組合員数	77	82	180	92	53	484
構成比	15.9	16.9	37.2	19.0	11.0	100
未加入者数				22	20	42
構成比				52.4	47.6	100
出資口数	738	763	1,522	488	391	3,902
構成比	15.9	16.9	37.2	19.0	11.0	100
出資総額	22,140	22,890	45,660	14,640	11,730	117,060
構成比	15.9	16.9	37.2	19.0	11.0	100
払込出資額	22,140	22,890	45,660	14,640	11,730	117,060
構成比	15.9	16.9	37.2	19.0	11.0	100
理事	7	1				8
構成比	87.5	12.5				100
監事	4					4
構成比	100					100
貯金高	193,912	104,277	121,725	25,218	186,018	631,150
構成比	30.7	16.5	19.3	4.0	29.5	100
貸付金	39,884	51,957	49,299	25,775	18,287	185,202
構成比	21.5	28.0	26.6	13.9	9.9	100
購買事業高	10,420	8,435	26,298	3,474	991	49,618
構成比	21.0	17.0	52.8	7.0	2.0	100
販売事業高	34,871	14,180	11,371	6,072	7,049	73,543
構成比	47.4	19.3	15.4	8.3	9.6	100
利用事業高	1,377	1,699	1,635	942	685	6,338
構成比	21.7	26.8	25.8	14.9	10.8	100

（資料）発志院信購販利組合『事業成績概況』

214) 発志院信用購買販売利用組合『事業成績概況』1932（昭和７）年，40ページ。第27表参照。

215) 同上書，42ページ。

216) 奈良県行政文書，発志院組合の医療事業開始にともなう定款変更申請書に添付された郡長百武泰彦の「定款変更ニ関シ副申」1923年12月。尚，「定款変更理由書」には「……本村内ニハ未ダ居住セル医師及理髪店無ク多大ノ不便ト不利ヲ痛感セルヤ久シ。之ガ設備ヲ為シ農村文化ノ発達ニ資セントス」とされている。

217) 「保証責任発志院信用購買販売利用組合医療規程」

218) 前掲，産業組合中央会『利用組合に関する調査』246ページ。

219) 前掲，『事業業績概況』35-36ページ。

220) 前掲，『利用組合に関する調査』248ページ。

221) 越智太兵衛伝編集委員会『越智太兵衛傳』1971年によれば，医師杉平国治転居の理由は，医師会による「反産運動」の影響とも，個人開業が目的であったともいわれる（69ページ）。

222) 前掲，『利用組合に関する調査』249ページ。

223) 平端信用購買販売利用組合は1924（大正13）年２月27日の総会において医療設備設置を決議し，３月７日に県に申請をし，同28日に認可されている。「初期医療利用組合の諸相（上）」第２表の注に記した「年端組合」は，参照した文献の誤植で「平端」が正しい。実際には，医師の確保ができず未設置であったといわれる。奈良県行政文書「平端信用購買販売利用組合定款変更申請書」中「定款変更理由書」によれば，医療事業を行なう目的は「当組合

無断転載禁止。

ニ医療設備ヲ設ケ組合員ニ医療ノ途ヲ得セシメ生計ヲ援助シ生命財産ヲ保護シ共存共栄ノ趣旨ニ叶エシコトヲ期ス」ということであった。また，添付されている「総会議事録」には医療設備設置に関わる定款変更案件は「最モ熱烈ナル賛成アリ満場異義ナク可決ス」とあり，いかに医療資源の確保が望まれていたかが窺われる。現，奈良昭和農協での聞き取りによれば平端組合は農業会時代には保健婦を２名置いていたという。また，『大和郡山市医師会史』（1989年）に収載されている1928（昭和３）年の生駒郡医師会名簿によれば，平端村には医師が開業しており，こうした事情が医療事業が現実には行なわれなかった要因になったとも考えられる。

224）越智太兵衛伝編集委員会『越智太兵衛傳』，『奈良県立医科大学二十年史』
225）賀川豊彦『医療組合論』，協同組合の名著第九巻収載，家の光協会，259ページ。
226）高橋新太郎『農村医療事業の経営』産業組合実務研究会，1941年，17ページ。

＜付記＞　本稿は，1991年度および1992-3年度文部省科学研究費補助金一般研究(C)「協同組合による医療事業の発展過程に関する研究」の一部である。

（1992年６月26日受理）

無断転載禁止。